			八　貨物の表層以外の通風をしないこと。 九　積載場所のビルジは定期的に排出すること。 十　積載場所及び貨物（当該貨物の粉じんを含む。）に接触したおそれのある構造物の掃き掃除を禁止すること。 十一　積載場所及び貨物（当該貨物の粉じんを含む。）に接触したおそれのある構造物は、清水で洗い流した後、乾燥させること。 十二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護具を着用すること。
	亜鉛灰 UN1435 ［亜鉛ドロス UN1435］ ［亜鉛残渣 UN1435］ ［亜鉛滓 UN1435］	ZINC ASHES UN1435	一　食料及び腐食性物質（液体のものに限る。）と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前、船長は、貨物が濡れたことがないことを確認すること。 八　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 九　積載中、積載場所を機械式通風装置により連続して通風すること。ただし、当該通風により爆発その他の危険が生じる場合においては、この限りではない。 十　陸揚げ前、積載場所を機械式通風装置により通風すること。 十一　積載場所の水素濃度を計測するための機器（防爆型のものに限る。）を船舶に備えること。 十二　航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十三　陸揚げ後、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
酸化性物質	硝酸アルミニウム UN1438	ALUMINIUM NITRATE UN1438	一　食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において船積みをしないこと。 五　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
	硝酸アンモニウム UN1942 （可燃性の物質（炭素として計算される有機物を含む。）の含有率が0.2質量％以下のものであって、他の添加物を含まないものに限る。）	AMMMONIUM NITRARE UN1942 with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance, calculated as carbon to the exclusion of any other added substance	一　積載場所に熱源又は発火源を置かないこと。 二　可燃性物質（液体のものに限る。）、塩素酸塩、塩化物、亜塩素酸塩、次亜塩素酸塩、亜硝酸塩、過マンガン酸塩及び綿その他の繊維状の物質と、一船倉又は一区画以上離して積載すること。 三　前号の物質以外の物質と、同一の船倉又は区画に積載しないこと。 四　積載場所と機関室の間の隔壁がＡ60級である場合を除き、貨物を当該隔壁から水平距離で３ｍ以上離して積載すること。 五　積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 六　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 七　雨中において船積みをしないこと。 八　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 九　燃料タンクに隣接して積載しないこと。ただし、積載中、当該タンクを加熱しない場合においてはこの限りでない。 十　特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 十一　船積み前、貨物の温度が摂氏40度以下であることを確認すること。 十二　船積み前、船長は、船積みに適した貨物であることを確認すること。 十三　貨物は、防爆型以外の電気機器が設置されていない、又はヒューズの取り外し以外の手段により絶縁された場所に積載すること。 十四　船積み中、燃料油の補給を禁止すること。 十五　船積み中、積載場所に隣接する区画（機関室を除く。）における燃料油の移送を禁止すること。 十六　貨物の固定及び保護のための設備として可燃物を可能な限り使用しないこと。 十七　荷役作業中、消火ホースを直ちに使用できる状態にしておくこと。 十八　積載場所及び当該場所に近接する区画における、火気を使用した工事その他の貨物の引火につながる作業を禁止すること。 十九　積載場所及び当該場所に近接する区画における、裸火の使用又は喫煙を禁止し、かつ、その旨を当該場所に表示すること。 二十　積載場所以外の船倉その他の閉鎖された区画に貨物が入ることを防止するための措置をとること。 二十一　積載場所のハッチは、非常時に開放できる状態とすること。 二十二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 二十三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 二十四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。